

被災された事業主のみなさまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告手続き・納付についてのお知らせ～

1. 労働保険料・一般拠出金の申告・納期限の指定についてのお知らせ

以下の対象地域に所在する事業場の事業主の皆さまについては、労働保険料・一般拠出金の申告手続きや、納付の期限を延長していましたが、その申告・納期限は、令和2年8月31日と決定しました。

■ 対象地域

岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鎧物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

■ 延長後の申告・納期限：令和2年8月31日（月）

■ 対象となる労働保険料など：令和元年10月12日から令和2年8月30日までに申告・納期限が到来する労働保険料・一般拠出金

※ 申告の手続きは、上記申告期限までに行っていただきますよう、お願いします。

2. 納付の猶予

※申告手続きと合わせて、申請が必要です。また、保険料を免除するものではありません。

○令和元年台風第19号により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で1年間猶予**します。

【対象地域】すべての地域で申請可能

【要件】事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと

○新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請すると、労働保険料などの納付を**1年間猶予**することができます。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html



このリーフレットに関するご質問等がございましたら、

[最寄りの都道府県労働局] または [最寄りの労働基準監督署] にお尋ねください。